標柱六号から一三八度一三分五三秒　七号
一六八・八六二メートルの地点
標柱七号から一四二度二九分〇七秒　八号
九・五二〇メートルの地点
標柱八号から一八五度三七分三九秒　九号
四・一八二メートルの地点
標柱九号から二一四度一二分一〇秒　十号
四二・三九六メートルの地点
標柱十号から二一六度一〇分二五秒　十一号
一八・七六六メートルの地点
標柱十一号から二二〇度二〇分三六秒　十二号
五一・四七九メートルの地点
標柱十二号から二二四度二二分五六秒　十三号
六一・九九八メートルの地点
標柱十三号から二八七度五七分三九秒　十四号
七〇・四七四メートルの地点
ロ　静岡県富士宮市星山一〇六八番地内富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一七度三四分三五秒　一号
一一七五一・七一〇メートルの地点
標柱一号から三四八度四六分二五秒　二号
二八・〇〇一メートルの地点
標柱二号から五九度四四分二八秒　三号
五二・七七二メートルの地点
標柱三号から六六度一九分五一秒　四号
四九・〇〇〇メートルの地点
標柱四号から七〇度五三分三八秒　五号
二〇・九四六メートルの地点
標柱五号から六八度〇八分五一秒　六号
八二・七九七メートルの地点
標柱六号から八九度四六分一六秒　七号
一三・〇三四メートルの地点
標柱七号から九一度一五分一一秒　八号
二一・九五四メートルの地点
標柱八号から一四四度三二分三九秒　九号
八・七九六メートルの地点
標柱九号から二三〇度三五分五五秒　十号
五七・〇七二メートルの地点
標柱十号から二三四度四四分五八秒　十一号
一五七・九二八メートルの地点
標柱十一号から二三七度五五分二九秒　十二号
六・三二五メートルの地点
標柱十二号から二九二度一三分五二秒　十三号
一〇・九一二メートルの地点
標柱十三号から二九六度〇四分三六秒　十四号
二六・八二二メートルの地点

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
風祭川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　静岡県富士宮市星山一〇六八番地内富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第四百六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から十九度十九分十四秒　一号
九二八四・三四五メートルの地点　二号
標柱一号から三四〇度一五分五四秒　三号
五二・三八六メートルの地点　四号
標柱二号から二〇度二八分五〇秒　五号
二四・六四七メートルの地点　六号
標柱三号から六一度一一分〇一秒　七号
一五九・七三六メートルの地点　八号
標柱四号から八九度一〇分〇六秒　九号
九二・七二八メートルの地点　十号
標柱五号から一〇八度三一分一二秒　十一号
二八・九〇二メートルの地点　十二号
標柱六号から一八四度五〇分三八秒　十三号
一二・六九二メートルの地点　十四号
標柱七号から一九四度一四分五六秒　十五号
一三六・八二一メートルの地点　十六号
標柱八号から二四三度一〇分三〇秒　十七号
二三四・六一〇メートルの地点　十八号
ロ　静岡県富士宮市星山一〇六八番地内富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二度〇八分三二秒　一号
一〇二二七・一八九メートルの地点　二号
標柱一号から一七度二六分五八秒　三号
一三・六七七メートルの地点　四号
標柱二号から三二度一〇分一七秒　五号
一七八・九五五メートルの地点　六号
標柱三号から四二度一五分四九秒　七号
九三・四七八メートルの地点　八号
標柱四号から八一度三〇分四四秒　九号
一二・〇八七メートルの地点　十号
標柱五号から一六二度一七分五〇秒　十一号
二一・一五七メートルの地点　十二号
標柱六号から一七五度四九分四一秒　十三号
一一二・九九九メートルの地点　十四号

標柱七号から一九八度二三分〇六秒　十五号
五三・三一七メートルの地点　十六号
標柱八号から二三七度二一分三八秒　十七号
四九・八二三メートルの地点　十八号
標柱九号から二三一度〇二分二二秒　十九号
六・九四八メートルの地点　二十号
標柱十号から二二九度三〇分四一秒　二十一号
五〇・一五四メートルの地点　二十二号
標柱十一号から二〇七度二三分三七秒　二十三号
三七・九五八メートルの地点　二十四号
標柱十二号から一九九度二五分一〇秒　二十五号
一・七七一メートルの地点　二十六号
標柱十三号から二六九度一九分一七秒　二十七号
二〇・六八七メートルの地点　二十八号
標柱十四号から二八七度二六分五九秒　二十九号
三一・三六二メートルの地点　三十号
ハ　静岡県富士宮市星山一〇六八番地内富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一度一五分四五秒　一号
一二六四九・一九八メートルの地点　二号
標柱一号から三五三度四四分〇六秒　三号
三三・六〇三メートルの地点　四号
標柱二号から六度四七分五五秒　五号
三〇・四二二メートルの地点　六号
標柱三号から一四度四二分四六秒　七号
二三・八七五メートルの地点　八号
標柱四号から三〇度〇五分三一秒　九号
五・二六六メートルの地点　十号
標柱五号から六五度三九分二五秒　十一号
一二一・八四八メートルの地点　十二号
標柱六号から七五度三三分二七秒　十三号
六〇・五四二メートルの地点　十四号
標柱七号から一一三度一九分一四秒　十五号
四三・〇一四メートルの地点　十六号
標柱八号から一九四度四〇分三一秒　十七号
二一・六四四メートルの地点　十八号
標柱九号から二一八度三一分四四秒　十九号
六〇・八五四メートルの地点　二十号
標柱十号から二三三度三七分一二秒　二十一号
一〇九・九八六メートルの地点　二十二号
標柱十一号から二五九度二七分一八秒　二十三号
六六・六〇四メートルの地点

○国土交通省告示第百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大鋸屋大谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県南砺市大鋸屋
字山田島　九四番　一号
五一〇一番　二号及び十九号
五〇八四番一　三号
五〇九五番二　十七号
五〇九八番一　十八号
五一〇二番　二十号
字大谷島
三一番一二　四号
三一番二七　五号
三一番三八　六号
三〇番二〇　七号
二九番六六　八号
二三番三四　九号及び十号
二三番三三　十一号
二三番一一　十二号
二三番二五　十三号
二三番二三　十四号及び十五号
二三番一　十六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑ケ谷内
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県小矢部市上野本
字桑ケ谷内　四一番　一号
二一七一番　二号
三八番　三号
二三五三番　四号
二三四〇番　五号
二二九七番　六号
二二九〇番　七号
二二五五番　八号
二二五一番　九号